

データを活用したスポーツ観戦者・文化芸術等鑑賞者の

県内周遊促進事業業務委託 基本仕様書

1 目的

本県への観光客の裾野を広げ、観光消費額を更に拡大していくためには、純粹に観光目的で来県する方へのアプローチだけではなく、スポーツ観戦や文化芸術鑑賞、エンターテインメントの消費などの観光以外を主目的として来県する方に+αで県内での宿泊や飲食等を楽しんでいただき、消費活動を促すことを含めた多角的なアプローチが重要である。

このため、文化芸術鑑賞、エンターテインメントの消費等をきっかけに来県した方が観光客として、県内周遊・本県再訪する仕組みづくりを目指す。

あわせて、サッカー観戦を主目的に来県する方々の趣味嗜好に関するデータ、行動データの収集・分析を行い、趣味嗜好に合わせて適切な時期・場所・内容等で情報発信を行うことにより、+αの消費・宿泊を促す仕組みづくりのブラッシュアップを行う。

2 期間

契約締結の日から令和9年2月17日まで

3 業務内容

次に掲げる業務について、効果的な連動を図りながら、受注者の責任のもと適切に実施すること。なお、本委託業務の遂行のために必要となる一切の経費負担及び諸手続きは受注者が行うこと。

(1) データ収集

① 基本事項

下記②に規定するの属性（性別・年代・居住地）、観光情報の入手方法、趣味嗜好や行動データの収集を行うこと。

② ターゲット層

下記の2つのターゲット層の属性データ・行動データを、デジタル技術を活用して、収集することを基本とする。

○ ターゲット層A：文化芸術等鑑賞者

美術や音楽等の鑑賞やエンターテインメントの消費を主目的に本県を訪れた県外在住者を基本とする。なお、県内在住者の場合は、居住する市町村から文化施設が所在する地域へ移動する者を基本とする。

県内在住者をターゲット層とする場合の例：山形美術館、山形県立博物館、やまぎん県民ホールを訪問する者をターゲット層とする場合、山形市以外に居住する者を対象とする。

○ ターゲット層B：サッカー観戦者

県内で行われるサッカーJ2リーグの試合観戦を主目的に本県を訪れた県外在住者を基本とする。なお、県内在住者の場合は、居住する市町村からサッカーJ2リーグの試合が開催される市を訪問する者（天童市以外に居住する者）を基本とする。

③ 行動データについて

- ・行動データは、美術や音楽等の鑑賞やエンターテインメントの消費、サッカー観戦（以下「鑑賞等」という。）の前後の行動を位置情報データやデジタル技術等によって把握すること。

例：鑑賞等の前にどこに立ち寄っているか、鑑賞等の後に居住地以外へ向かう場合はどこに向かっているか、等

- ・なお、本事業で収集する行動データには、個人情報を含まないこと。

④ データ収集方法について

- ・データ分析に有効と考えるサンプル数を提案すること。
- ・上記サンプル数を収集するためのデジタル技術等による適切な方法を提案すること。
- ・収集したデータは、事業終了後も活用できる形式（csv形式等）で出力できること。

(2) 収集したデータの分析、情報発信方法及び県内周遊促進策の実証

① 基本事項

上記(1)で収集したデータの分析を行い、下記<業務（イメージ）>を行うことを想定している。

<業務（イメージ）>

ア データ収集

イ 上記アで収集したデータや分析し、属性毎の観光ニーズ、ペルソナを把握することにより仮説を立て、属性に合わせた情報発信及び県内周遊・本県再訪促進策を立案。なお、情報発信は、観光情報及び県内周遊・本県再訪促進策について行い、趣味嗜好に合わせ、適切な時期・場所・内容等を立案すること。

ウ 情報発信及び県内周遊・本県再訪促進策を実施。

エ 実施した情報発信及び県内周遊・本県再訪促進策の効果検証のためのデータ収集。

オ 上記エで収集したデータに基づき、情報発信及び県内周遊・本県再訪促進策のあり方を検証し、改善策を立案。

カ 改善した情報発信及び県内周遊・本県再訪促進策を実施。

キ 実施した情報発信及び県内周遊・本県再訪促進策の効果検証のためのデータ収集。

ク 上記キで収集したデータに基づき、情報発信及び県内周遊・本県再訪促進策のあり方を検証し、改善策を立案。

ターゲット層毎に観光客との趣味嗜好の違いを明らかにしたうえで、分析結果に基づき、ターゲット層毎に下記の業務を行うことを基本とする。

○ ターゲット層 A

趣味嗜好に合わせた県内周遊・再訪につながる観光情報の発信及び県内周遊・本県再訪促進策の情報発信を低コストで行う方法を提案すること。

○ ターゲット層 B

趣味嗜好に合わせた県内周遊・再訪につながる観光情報のプッシュ型発信を行うとともに、県内周遊・本県再訪促進策を実施し、その効果検証を行う。

② 内容

○ ターゲット層 A

文化芸術等鑑賞者を対象とした、上記<業務（イメージ）>のような事業を次年度以降に検討しており、事業実施に向けて、データ収集・分析を通じて、文化芸術等鑑賞者のペルソナ（下記ア）を明らかにし、下記イの課題を解決しうる、趣味嗜好に合わせた県内周遊・再訪につながる観光情報の発信及び県内周遊・本県再訪促進策の情報発信の手法を提案すること。

ア 美術館の展覧会や博物館の企画展であれば、巡回展が行われ、ライブ・コンサートであれば、全国ツアーの一環として山形で開催されると想定される。その場合、居住地近くの巡回展・ライブ等の開催場所に行くと考えられるので、文化芸術鑑賞、エンターテインメント消費を主目的に来県する層がどの程度存在するか、どのような層なのか。

イ 上記<業務（イメージ）>のような事業を想定した場合、趣味嗜好に合わせた県内周遊・再訪につながる観光情報や県内周遊・本県再訪促進策を、ターゲット層 A に対して来県前に届ける必要があると考えられる。しかし、サッカー観戦者における相手チームサポーターなどのように、ターゲット層 A の場合、来県する可能性が高い層が明確ではないため、マス向けの情報発信になるのではないかと考えている。マス向けの情報発信になってしまうと、コストがかかり、通常の観光 PR と分けて実施することは予算の面から難しいため、コストがかからない情報発信の手法が必要である。

○ ターゲット層 B

デジタル技術を活用し、データ分析を行い、属性毎の観光ニーズを把握することにより仮説を立て、サッカー観戦者のペルソナに合わせた情報発信及び県内周遊・本県再訪促進策の提案及び施策の目標設定を行うこと。

提案した情報発信及び県内周遊・本県再訪促進策を実施し、実施した施策の効果検証のためのデータを収集し、実施した施策の効果を分析し、情報発信及び県内周遊・本県再訪促進策の改善を提案すること。

(3) データ利活用に向けた支援

① 基本事項

収集したデータを自治体職員や DMO 等が利活用できるよう支援を行うこと。

② 内容

上記(1)～(2)を実施した後、事業報告会を開催し、収集したデータの分析方法、仮説の立て方を山形県職員、関係自治体職員、DMO 等職員に伝えること。

事業報告会の内容を具体的に提案すること。

4 業務実施計画書の提出

(1) 受注者は、契約締結後、速やかに本委託業務の実施計画（実施体制、事業内容、スケジュール等）を作成し、発注者に提出する。また、計画を変更しようとする場合には、速やかに発注者の承認を受けること。

(2) 受注者は、本業務を指揮する業務実施責任者を配置する。同責任者はやむを得ない場合を除き、業務が完了するまでの間に変更しない。

5 成果品の納品及び部数

受注者は、本業務完了後、速やかに業務完了に係る次の書類及び成果品を提出すること。

- (1) 業務完了報告書：2部
- (2) 業務実施状況に関する報告書：2部
- (3) 収集したデータの電子ファイル

6 特記事項

- (1) 受注者は、善良なる管理者の注意をもって処理し、その事業目的を達成するために効率的に運営すること。
- (2) 本委託業務の遂行のために必要となる一切の経費及び諸手続きは受注者において負担すること。
- (3) 受注者は、従事者の雇用にあたっては、労働基準法、最低賃金法及び労働安全衛生法等の労働関係法令を遵守すること。
- (4) 受注者は、委託業務の全部又は一部を第三者に委託してはならない。ただし、あらかじめ書面により発注者の承認を得たときは、この限りではない。
- (5) 受注者は、委託業務期間はもとより委託業務期間終了後も、本業務（再委託をした場合を含む。）を通じて知り得た情報を機密情報として扱い、契約の目的以外に利用し、又は第三者に提供してはならない。また、本業務に関し、知り得た情報の漏えい、滅失、毀損の防止、その他適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。
- (6) 当該業務を行うにあたり、第三者との間に著作権、肖像権等の各種権利に関する紛争が生じないように受注者が責任を持って調整すること。
- (7) 受注者は、事故や運営上の課題などが発生した場合は、速やかに発注者に報告すること。
- (8) 受注者は、この事業に係る苦情等について、責任を持って対応するものとする。

7 その他

- (1) 発注者や関係者と連絡を密にしながら業務を遂行するものとし、必要に応じて随時打合せを行う。
- (2) 仕様書に明示のない事項又は疑義が生じた場合は、発注者との協議により決定する。協議の成立が困難な場合は、発注者側の解釈による。